

「がんばるあなたを応援します!」

城北高校奨学金制度



1 奨学金支給の対象となる分野

学校生活に真面目に取り組み、次のいずれかの分野において活動実績が 顕著であり、今後も活動を継続し意欲的かつ積極的に取り組むことが認められる者。

- 1) 文化・芸術
- 2) スポーツ
- 3) ボランティア活動、交流、社会的貢献に関する取り組み等

2 奨学金制度の概要

- 1) 制度の開始は、平成 18 年 4 月 1 日からです。
- 2) 徳島県立城北高等学校に在籍している生徒を支給対象とします。
- 3) 奨学金の支給は、各人 1 度限りです。
- 4) 支給額は申請内容によって異なります。単年度当たりの支給総額の上限は 50 万円、1 人当たりの支給額の上限は 30 万円とします。

3 奨学金支給申請手続きについて

1) 奨学金の支給を受けようとするときは、次の手続き書類を提出してください。

- (1) 申請書 (様式 1)
- (2) 応募理由書 申請分野における活動実績や自己 PR (様式 2)
- (3) 活動に関する賞状などの書類があれば添付すること。(コピー可)
- (4) 計画書 (様式 3)

2) 申請期間

各募集年度の 10 月 1 日～ 12 月 10 日 (締切) とします。

4 選考審査について

- 1) 城北高等学校奨学生選考委員会により審査を行います。
- 2) 書類審査及び面接審査 (形式は多様) を行います。
- 3) 審査結果は 1 月末日までに、直接本人に通知します。

5 その他

- 1) この奨学金は、「がんばる城北生」を応援するものであり、原則として返還の義務はありません。
- 2) 奨学生は、その取り組み・成果等を発表することとします (校誌、スピーチ、展示、公演等)。また、奨学金の用途については、領収書等を添えて奨学生選考委員会に報告することとします。
- 3) 奨学生として決定された後、成績が著しく不良もしくは取り組みに問題があると判断された場合には、支給を取り止める、あるいは返還を求める場合があります。

この制度は、城北高等学校創立 50 周年記念奨学基金から、がんばる城北高校生に対して奨学金を支給する制度です。